

事 務 連 絡  
令 和 6 年 4 月 1 日

各都道府県・指定都市財政担当課  
（市場公募地方債事務担当扱い）  
各都道府県市町村担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課

### 令和6年度における早期協議等について

令和6年度における早期協議等については、「令和6年度地方債同意等基準」（令和6年総務省告示134号）及び「令和6年度地方債同意等基準運用要綱」（令和6年4月1日付け総財地第46号、総財公第22号、総財務第51号）によることとしていますが、令和6年度における早期協議等に関する留意事項を下記のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 実質赤字額、実質公債費比率及び公営企業の資金不足等の算定方法について  
実質赤字額、実質公債費比率及び公営企業の資金不足等の算定については別途連絡する予定ですが、決算未提出期間において早期協議等を行う場合は、実質赤字額、実質公債費比率、公営企業の資金不足等については、前年度の数値を用いることとしております。
2. 早期協議等のスケジュール
  - (1) 6月1日～6月30日条件決定（発行）分  
5月10日 早期協議等に係る書類の提出期限  
5月31日 同意等予定日
  - (2) 7月1日～同意等を行う日（7月下旬を予定）条件決定（発行）分  
6月7日 早期協議等に係る書類の提出期限  
7月1日 同意等予定日

※なお、上記以前の条件決定（発行）を希望する場合は個別にご連絡ください。

### 3. 提出書類

地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）様式第一号（又は第三号）及び様式第四号

### 4. 留意事項

- ・ 協議不要対象団体におかれては、事務負担の軽減などの観点から、原則として、早期協議ではなく届出を行ってください。
- ・ 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業については「令和 5 年度地方債同意等基準運用要綱」に留意のうえ、協議等を行ってください。
- ・ 臨時財政対策債については、令和 6 年度の臨時財政対策債の発行可能額の算定の根拠となる総務省令が公布されるまで（概ね 7 月末を予定）は、協議等の額が、法令上臨時財政対策債を発行することができる額の範囲内かどうかを判断することができないため、早期協議等の対象とならないことに御留意ください。

(連絡先) 自治財政局地方債課  
担 当 : 清水管理官、梅田事務官  
電 話 : (代表) 03-5253-5111 (内線 23404)  
(直通) 03-5253-5630  
e-mail y.umeda@soumu.go.jp